

救急活動中における傷病者の負傷について

令和5年9月28日(木)午前5時59分の救急出場指令により、泉救急隊が出場した泉区和泉中央南五丁目の救急事案において、救急隊員が傷病者の方をストレッチャーに乗せる際に、負傷させる事故が発生しました。

1 発生日時

令和5年9月28日(木)午前6時12分頃

2 発生場所

泉区和泉中央南五丁目

3 負傷者

50代男性

4 負傷内容

右手環指(薬指)開放骨折及び右手小指挫創(全治2か月程度)

5 事案概要

泉救急隊が現場到着し、傷病者の方をストレッチャーに乗せるため操作した際に、右手薬指及び右手小指がストレッチャーのフレーム部分に挟まれ、負傷したものです。

6 今後の対応

傷病者の方が負傷した事故が発生したことを受け、泉消防署事故防止対策検討委員会において、原因の分析及び再発防止を図っていきます。

和田 誠名 泉消防署長コメント

傷病者様、またご家族の皆様にご心よりお詫び申し上げます。

今後、このような事故が二度と起こらないよう検証し、再発防止の徹底を図ってまいります。

お問合せ先

消防局 泉消防署 警防課長 宇元 泉 Tel 045-801-0119